

越谷市在住



75歳以上

1

バス・タクシー運賃補助 事前登録について



デ マース

「越谷げんき de MaaS」とは？

「越谷げんき de MaaS」とは、新しい公共交通サービスである「越谷市MaaSサービス」と「キャッシュレス運賃補助」の愛称です。

キャッシュレス運賃補助は、市内在住の75歳以上の方を対象とした、バス・タクシーのキャッシュレスによる運賃補助です。

この取り組みをご活用いただくことで、少しでもみなさまの外出支援につながれば幸いです。



越谷市長 福田 晃

路線バスの運賃補助

■ 補助額

100円/回 (回数制限なし)

■ 利用できる事業者

朝日自動車(株)・茨城急行自動車(株)・
(株)ジャパントローズ

※上記3社の越谷市内を走行する路線が、
補助の対象となります。

タクシーの運賃補助

■ 補助額

500円/回 (年度12回)

■ 利用できる事業者

飛鳥交通(株)・蒲生交通(株)・
大都交通(株)・(株)越谷タクシー・
(株)岩槻タクシー・松伏交通(有)

登録に必要なもの

■ 交通系ICカード (Suica、PASMO等) **※必須**

■ マイナンバーカードまたは本人確認書類

■ スマートフォン(★)

(★) マークのついたものがなくても、登録は可能です。



登録の対象者

越谷市在住の昭和26年4月2日から昭和27年4月1日生まれの方
(令和8年度に75歳を迎える方)

登録方法の種類

方法1

ご自宅で登録



スマートフォンを使ってご自宅で「越谷げんき de MaaS」の登録ができます！

方法2

登録支援会で登録



スマートフォンの操作に不安のある方や、
スマートフォン・マイナンバーカードをお
持ちでない方の登録をお手伝いします！

お問い合わせ

越谷市役所 都市整備部 都市計画課

TEL:048-963-9221 / FAX : 048-965-0948

「マイナンバーカード」の有無により、登録方法や登録開始の日程が異なります。
下の図をご確認の上、お選びください。

※この登録は、交通系 IC カードをバスやタクシーの車載器にタッチすることで自動で割引が出来る権限を付与するもので、チケットをお渡しするものではありません。

マイナンバーカードを
お持ちの方 
 ※暗証番号が必須です

 交通系 IC カードを
 持っている**(必須)**
 ※交通系 IC カードは、各鉄道駅で購入できます

はい

 スマートフォンを
 持っていて、
 スマートフォンを
 操作して登録が
 出来ますか
 ※NFC機能が搭載されている必要があります
 (チラシ3ページ参照)
 ※家族のスマートフォンからでも登録できます

はい

いいえ

3/2(月)から

②登録支援会で
登録ができます
 ※4月から補助がご利用いただけます。

3/2(月)から

①ご自宅で登録ができます
 ※ご自宅で登録した方については、
3月中から補助がご利用いただけます。

マイナンバーカードを
お持ちでない方

 交通系 IC カードを
 持っている**(必須)**
 ※交通系 IC カードは、各鉄道駅で購入できます

はい

4/1(水)から

②登録支援会で
登録ができます

住所・生年月日が分かる
 本人確認書類をお持ちください

1点で確認できるもの
 (顔写真あり)

運転免許証、パスポート(※)、
 運転経歴証明書 等

※住所・生年月日が記載されていない
 場合は、2点以上必要です。

2点以上必要なもの
 (顔写真なし)

健康保険証、健康保険の資格確認書、
 年金手帳・証書等

※4月から補助がご利用いただけます。

①ご自宅で登録の方 : チラシの **3** ページへ

②登録支援会で登録の方 : チラシの **4** ページへ

○必要なもの：交通系ICカード、スマートフォン、マイナンバーカード

○登録開始日：令和8年3月2日(月)から登録可能

※3/31(火)及び4/1(水)は、年度切り替えのため登録が出来ない時間帯があります。

○登録方法：(1)「越谷げんき de MaaS」のサイトにアクセスし、会員登録をする。



(2) 交通系ICカードとマイナンバーカードを「越谷げんき de MaaS」に登録する。

(3) 「越谷げんき de MaaS」マイページでバスとタクシーの電子チケットを受け取り、使用開始の状態にする。

「越谷げんき de MaaS」の登録は、

・ウェブサイトで
「越谷げんき de MaaS」を検索

または

右の二次元コードからご覧ください。



登録方法の説明は
こちらから



登録は
こちらから

注 意 点

「越谷げんき de MaaS」登録上の注意点

- ・登録した「JRE ID」及び「パスワード」は、必ず忘れずにお控えください。

スマートフォンの注意点

- ・「越谷げんき de MaaS」の登録には、マイナンバーカードの読み取り機能(NFC機能)が搭載されているスマートフォンが必要です。

マイナンバーカードの注意点

- ・電子証明書が搭載されているマイナンバーカードと、4ケタまたは6～16ケタの暗証番号が必要です。
- ・マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった方は、暗証番号の再設定を行ってから登録の手続きをしてください。
- ・事前にマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください。
有効期限が切れている場合は、更新を行ってから登録の手続きをしてください。

★暗証番号の再設定や、マイナンバーカードの更新は、市民課（市役所本庁舎1階）、北部出張所、南部出張所にて可能です。

交通系ICカードの注意点

- ・クレジットカードに搭載されている交通系ICカードもご利用いただけます。
新しいクレジットカードに更新された場合は、再登録が必要です。
- ・10年間未使用の交通系ICカードはご利用いただけません。

- 場 所：越谷市役所エントランス棟3階 市民ラウンジ
- 開催日：(マイナンバーカードあり)令和8年3月2日(月)から
(マイナンバーカードなし)令和8年4月1日(水)から
- 開催時間：9:00～16:00(最終受付)
- 参加方法：自由参加(予約不要)
- 持ち物：**(必須) 交通系ICカード、本人確認書類**
(お持ちの方)マイナンバーカード



★各地区センターの日程は、決まり次第広報こしがや等でお知らせします。

注 意 点

マイナンバーカードを使って登録する方への注意点

- ・ **電子証明書が搭載されているマイナンバーカードと、4ケタまたは6～16ケタの暗証番号**が必要です。
- ・ 事前にマイナンバーカード及び電子証明書の有効期限をご確認ください。
有効期限が切れている場合は、更新を行ってから登録の手続きをしてください。
【更新が可能な場所】市民課(市役所本庁舎1階)、北部出張所、南部出張所
- ・ 登録は、**マイナンバーカード(電子証明書)失効まで有効**です。
(転居等、マイナンバーカード情報に変更があった場合は、更新が必要です)

マイナンバーカードをお持ちでない方への注意点

- ・ **マイナンバーカードをお持ちでない方は、以下の本人確認書類をお持ちください(住所、生年月日が分かるもの)。**

1点で確認できるもの (顔写真あり)	運転免許証、パスポート(※)、運転経歴証明書 等 ※住所・生年月日の記載がない場合は、2点以上必要です。
2点以上必要なもの (顔写真なし)	健康保険証、健康保険の資格確認書、年金手帳・証書等

- ・ **登録した年度内のみ有効(令和9年3月31日まで)です。**

(次年度以降もキャッシュレス運賃補助を受ける場合は、再度登録が必要です)

代理登録を行う方への注意点

- ・ 代理で登録をする場合は、以下のものをすべてお持ちください。

同一世帯の方 による代理申請	登録者の世帯全員分の住民票の写し(原則 直近3か月以内)、代理登録者の顔写真付きの本人確認書類、登録者の交通系ICカード
同一世帯でない方(※) による代理申請	登録者の住民票の写し(原則 直近3か月以内)、委任状、代理登録者の顔写真付きの本人確認書類、登録者の交通系ICカード

※同一住所の世帯分離を含みます。

登録した交通系 I Cカードのみで補助が利用できます。

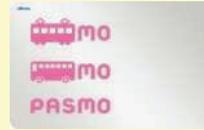
交通系 I Cカードは、Suica・PASMO（モバイルSuica、モバイルPASMOを含む）のほか、全国相互利用可能な交通系 I Cカードがご利用いただけます。



Suica(記名・無記名両方利用可)



モバイルSuica



PASMO(記名・無記名両方利用可)



モバイルPASMO

※「Suica」・「モバイルSuica」は、東日本旅客鉄道株式会社、「PASMO」・「モバイルPASMO」は、株式会社パスモの登録商標です。

★交通系 I Cカードは、お近くの各鉄道駅で購入できます(1枚につき**500円**かかります)。



路線バスの利用方法

- ①「**越谷げんき de MaaS**」に登録済みの交通系 I Cカードを持参する。
- ②バスに乗車する際に、交通系 I Cカードを車載器にタッチをする。
- ③バスの降車時に、交通系 I Cカードを車載器にタッチをすると、自動で差し引かれる。

《利用上の注意点》

- ・残高が**0円**の場合、補助は適用されません。
事前に交通系 I Cカードにチャージ(入金)をしてください。
【入金できる場所】各鉄道駅の券売機、コンビニのレジ、セブン銀行ATM、一部のバス車内など
- ・補助は、**登録日の翌日から**適用されます。
- ・現金で支払う場合、**補助は適用されません。**



タクシーの利用方法

- ①「**越谷げんき de MaaS**」に登録済みの交通系 I Cカードを持参する。
- ②**タクシー乗車前に**、運賃補助を利用することを運転士に伝える。
- ③タクシー降車時、タクシーの専用端末に交通系 I Cカードをタッチする。
(交通系 I Cカードをタッチしただけでは支払い完了となりません)
- ④任意の方法(現金・クレジットカード・交通系 I Cカード・QR決済等)で、運賃補助適用後の運賃を支払う。
(利用可能な支払い方法については、各タクシー事業者へお問い合わせください)

《利用上の注意点》

- ・運賃補助に対応したタクシーには、右図の**ステッカー**が貼られています。
運賃補助を利用される方は、乗車前にご確認の上、ご利用ください。
- ・補助は、**登録日から**適用されます。
- ・補助の利用回数は「越谷げんき de MaaS」、市役所、または運賃補助ご利用時に確認できます。
市役所で確認する場合は、**利用者ご自身の交通系 I Cカードを都市計画課窓口(本庁舎 6階)までお持ちください。**
(電話やメールによる問合せでは、確認ができません。)



【イメージ図】

「越谷げんき de MaaS」の利用について

Q1.障がい者手帳との併用は可能か

併用可能です。運賃のお支払い時に、バス及びタクシーの運転士に伝えてください。

Q2.複数の登録者でタクシーに乗車した場合、乗車した全員補助の利用は可能か

全員補助を利用することが可能です。あらかじめ補助を利用する旨を運転士に伝え、運転士の指示に従い、補助を利用してください。

Q3.補助の利用にあたり、運賃は、交通系 ICカードでないと支払えないのか

バスは必ず登録されている交通系 ICカードで運賃を支払ってください。

タクシーは、交通系 ICカードに限らず、現金、クレジットカード等の方法でお支払いいただけます。

「越谷げんき de MaaS」の登録について（スマートフォンから登録した方）

Q1.スマートフォンで登録したいが、交通系 ICカードが登録できない

交通系 ICカードの登録ができない方は、以下の点をご確認ください。

- ①交通系 ICカードの登録画面で、登録するカードの選択が合っているか(※1)
- ②入力した交通系 ICカードの番号が合っているか
- ③入力する交通系 ICカードの番号の桁数が合っているか(※2)
- ④「越谷げんき de MaaS」を二重で登録していないか

(※1)：登録するカードの選択(Suica・PASMO等)が異なっていると登録できません

(※2)：桁数は、左から3ケタ・4ケタ・4ケタ・4ケタです。

Q2.mytapアプリからマイナンバーカードの登録ができない

mytapアプリから直接マイナンバーカードの登録は出来ません。

「越谷げんき de MaaS」にログイン後、「マイページ」の「マイナンバーカード登録・変更」より実施してください。

※「mytap」は一般社団法人ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構が提供するサービスです。

Q3.スマートフォンから登録したが、運賃補助が利用できない

スマートフォンから登録した方は、次の点をご確認ください。

- ①交通系 ICカードとマイナンバーカードを登録しているか
- ②登録した交通系 ICカードの ID 番号が合っているか
- ③「越谷げんき de MaaS」登録後、マイページから路線バス及びタクシーのチケットを受け取っているか
- ④バスとタクシーそれぞれのチケットを選択し、「使用開始」ボタンを押し、使用開始の状態になっているか

Q4.マイナンバーカードの登録時、登録画面の一部が表示されず、登録が進められない

スマートフォンの画面の表示設定を確認してください。

文字や画面全体の表示サイズを大きく設定しすぎると、画面からはみ出して一部が表示されなくなることがあります。

一時的に文字サイズを小さくしたり、画面の拡大表示を解除して登録を進めてください。